

桶川市本庁舎カフェスペース運営条件

桶川市（甲）が桶川市本庁舎カフェスペース運営業務のため、運営事業者（乙）に対し行政財産の使用を許可する条件は、次のとおりとする。

1 運営期間

行政財産使用許可日から令和12年3月31日まで

2 業務目標

乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービスの提供、または店舗の営業において直接障害者を雇い入れること等により、次に掲げる業務目標を達成しなければならない。

（1）桶川市第六次総合計画で掲げる将来像、「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」の実現を目指すための施策の一つである「障害者（児）支援の充実」の推進と、第6次桶川市障害者計画・第7期桶川市障害福祉計画において取り組むべきテーマとしている障害者の「雇用・就労の促進」に基づいた、障害者の就労支援や自立支援を図る。

（2）様々な商品を数多く取り揃え、魅力的な店舗を運営し、市役所へ来庁する市民等の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図る。

3 事業概要

（1）業務名：桶川市本庁舎カフェスペース運営業務

（2）業務用途：売店及び飲食スペースの運営

（3）所在地：桶川市泉1丁目3番28号 桶川市役所本庁舎1階の一部

（4）使用面積：厨房スペース 7.24㎡

※厨房スペースには、流し台、換気扇、手洗い水道が設置されています。

イートインスペース 32.244㎡

※イートインスペースは、当該店舗利用者でなくても利用可能とします。

※イートインスペースの一部も使用可能です。ただし、実利用面積に応じて、使用料が発生します。

（5）使用許可：地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産使用許可

（6）期間：行政財産使用許可日から令和12年3月31日まで

（7）使用可能時間：土曜日を除く市役所開庁日の午前8時30分以降から午後5時15分まで（最長）

ただし、午前10時から午後2時までは、店舗営業をしてください。

※開庁日以外の臨時的な営業や、開庁日における休業について、市から要請があった場合には、店舗の運営に支障のない範囲で協力してください。

- (8) 使用料：桶川市行政財産の使用料に関する条例（昭和58年3月28日条例第8号）に基づき算出した額。

（令和5年度実績）

厨房スペース分	19,223円（月額）	1㎡当たり2,403円
光熱水費	12,409円（年額）	※実費負担

※イトインスペースについては、実利用面積に応じた使用料が発生します。

※桶川市行政財産の使用料に関する条例及び桶川市行政財産の使用料に関する条例施行規則（平成8年5月9日規則第19号）に基づく、減免の規定があります。

4 使用料の納付

乙は、甲が発行する納入通知書で指定金融機関にて、指定期日までに納付するものとします。

5 特記事項

(1) スペースの利用及び撤去

- (ア) 当該物件は売店としてのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。
- (イ) 売店の運営及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転等の一切の費用は、乙の負担とする。
- (ウ) 乙が造作または設置した設備や備品等については、契約期間満了日までに撤去し、原状に復すこと。※甲による現地調査及び事情確認等を行います。

(2) 運営条件

- (ア) 売店で販売する物品については、市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。
- (イ) 運営時間の変更や、臨時休業については、事前に甲と協議すること。
- (ウ) アルコール類、いわゆる有害図書等甲が不相当と判断したものの販売をしないこと。

(3) 衛生管理

- (ア) 乙は売店内の衛生管理に十分注意を払うとともに、売店において発生した問題等については、全て乙の負担と責任において対処すること。
- (イ) 売店内は、常に乙の負担と責任において清掃を行い、衛生管理に努めること。

(4) 維持管理

- (ア) 乙は、当該売店及び付帯の電気設備等にかかる全ての維持管理を、その責任において行うこと。
- (イ) 商品補充、金銭管理等の維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意すること。
- (ウ) 消耗品の補充、金銭及び品質管理など売店の維持管理は適切に行うこと。
- (エ) 光熱水費等は、乙が実績額を負担すること（光熱水費等とは、電気代、水道料、下水道料、を言う。）。
- (オ) 売店の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (カ) 売店内に連絡先を明記し、問合せや苦情について迅速に対応すること。

(5) 廃棄物の処分

売店で発生した廃棄物については、乙の負担で処分すること。

(6) 使用上の制限

甲の行う設備点検、修繕及び工事等について、乙はこれに協力すること。

(7) 貼り紙、看板等の表示（掲示）

貼り紙、看板等の表示及び掲示には、事前に甲とその内容や場所等について協議し、承認を受けるものとする。

(8) 守秘義務

乙は当該事業に関係があると否とを問わず、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7 その他

これに定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。

<参考>

本庁舎職員数等	約450人（令和6年4月1日時点、会計年度任用職員含む。）
職員休憩時間	12時～13時
来庁者数	約400人／1日　約8,000人／1か月